

岐阜県公報

第二千四百十六号
平成二十五年二月一日
(金曜日)

目次

告示

- 保安林における許可をすべき皆伐面積の限度 (治山課) 五九^ハ
- 土木事務所長印に関する告示の一部改正 (建設政策課) 六〇
- 道路の供用開始 (道路維持課) 六〇
- 保安林の指定予定 (可茂農林事務所) 六一

公示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 六一
- 公共測量の実施 (用地課) 六一
- 関都市計画道路事業の周知 (街路公園課) 六一

岐阜県告示第五十六号

保安林の平成二十五年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により公表する。

平成二十五年二月一日

岐阜県知事 古田 肇

告示

保安林区域	同一の単位とされる保安林の集団	皆伐面積の限度たる面積 (単位: ha)	
		水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
高 原 川	高山市 (旧上幸村の区域に限る。)、飛騨市 (旧神岡町の区域に限る。)	1,569.21	404.57
宮 川	高山市 (旧高山市、旧丹生川村、旧清見村、旧宮村及び旧国府町の区域に限る。)、飛騨市 (旧神岡町の区域を除く。)	2,894.41	493.57
庄 川	高山市 (旧庄川村の区域に限る。)、大野郡	1,453.94	873.53
飛騨川上流	高山市 (旧久々野町、旧朝日村及び旧高根村の区域に限る。)	978.34	189.48
飛騨川中流	下呂市	1,077.80	377.25
飛騨川下流	美濃加茂市、加茂郡	135.59	261.79
長良川上流	郡上市	983.02	549.14

長良川下流	岐阜市、関市、美濃市、各務原市、山県市	634.19	659.69
揖斐川上流	本巣市、揖斐郡	2,708.61	1,103.28
揖斐川下流	大垣市、海津市、養老郡、不破郡	158.83	415.85
木曾川	中津川市、恵那市(旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域を除く。)	760.53	809.73
多治見地区	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡	55.66	520.94
矢作川	恵那市(旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域に限る。)	47.70	263.81

保安林種	同一の単位とされる保安林の集団	皆伐面積の限度たる面積(単位:ha)
千 害 防 備 林 保 安	揖斐郡揖斐川町(旧揖斐川町の区域に限る。)	1.48
	揖斐郡池田町	17.70
	郡上市(旧大和町の区域に限る。)	2.84
	郡上市(旧白鳥町の区域に限る。)	4.56
	郡上市(旧明宝村の区域に限る。)	2.96
	恵那市(旧恵那市の区域に限る。)	1.46
	中津川市(旧福岡町の区域に限る。)	2.24
	下呂市(旧金山町の区域に限る。)	2.30
	高山市(旧高山市の区域に限る。)	1.90
	高山市(旧朝日村の区域に限る。)	3.22
	高山市(旧高根村の区域に限る。)	0.60
飛騨市(旧宮川村の区域に限る。)	0.96	
岐阜市		4.00
郡上市(旧明宝村の区域に限る。)		2.46

保健保安林	
郡上市(旧和良村の区域に限る。)	1.12
多治見市(旧多治見市の区域に限る。)	2.58
下呂市(旧金山町の区域に限る。)	10.18
高山市(旧国府町の区域に限る。)	1.48

岐阜県知事兼林務局長 古田 肇

土木建築部建設課長 古田 肇 (平成二十五年一月一日) の一紙を次のとおり改定する。

平成二十五年一月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 11を次のとおり改定する。
11 古川土木事務所



書体 てん書
大きさ 二二三ミリメートル平方

岐阜県告示第五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年二月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延(メー)ト長	供用開始の期日	備考(区域又はほかに示す年月日は)
	山下丸山線	下呂市馬瀬惣島字がらんど六四五番地先から 同市同字見座垣内一七〇七番一地先まで	四五・〇	平成二五・二・一	平成二五・二・五 平成二〇・一〇・七

岐阜県告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
加茂郡東白川村越原字砂場九九七の一
- 二 指定の目的
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び東白川村役

場に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年一月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぼぶり
- 三 代表者の氏名 矢川 貴弘
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞穂市馬場春雨町一丁目三番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害児者及びその家族に対する支援に関する事業を行い、その家族の健康と生活の質の向上、地域福祉の増進を図り、障害ある人たちが地域の人たちと共生する町づくりを推進し、地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜地方事務局

二 作業種類

公共測量（不動産登記法第十四条第一項地図作成）

三 作業期間

平成二十五年一月十四日から

同 年二月二十八日まで

四 作業地域

土岐市泉町久尻

関都市計画道路路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画道路路事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

関都市計画道路路事業

三・六・一三号 国道二四八号線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部街路公園課

四 事業地の所在

収用の部分 関市山王通二丁目、西福野町二丁目及び三丁目、東福野町、中福野町、

緑町二丁目並びに栄町三丁目及び四丁目地内

使用の部分 なし

平成二十五年二月一日発行

発行者 岐 阜 県 庁

岐阜市数田南二丁目一番一号

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社